

令和 5 年 度

財政援助団体監査報告書

一般社団法人 日野市体育協会

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 9 8 号  
令和 6 年 (2024 年) 3 月 27 日

日野市長  
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

令和 5 年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

# 令和5年度財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
一般社団法人 日野市体育協会	産業スポーツ部 文化スポーツ課

## 第3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの財政的援助に係る出納  
その他の事務の執行

## 第4 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年2月28日まで

## 第5 説明聴取日

令和6年1月18日

## 第6 監査の着眼点及び実施内容

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、  
通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、本監査は日野市監査基準に準拠し実施した。

### （1）財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金等は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。
- ⑦ 補助金等に係る会計経理、管理運用及び財産の管理、事務の執行は、  
適正に行われているか。

## (2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。
- ③ 団体への指導監督は、適切に行われているか。

## 第7 監査の結果

補助金等に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務について、財政援助団体については、一部の現金及び再委託経費が簿外とされており、事業における収支と会計帳簿は合致しておらず、不適切な事務の執行及び経理がされていた。また、主管課においては、一部において改善を必要とするものが認められた。

是正及び改善又は検討を要する事項が見受けられたので、指摘事項及び意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

# 一般社団法人 日野市体育協会

## 1 団体の概要

### (1) 目的

日野市におけるスポーツ活動の振興を図り、生涯スポーツのできる環境づくり、各種競技力の向上、関係諸団体の発展と相互の親睦・連携を図ると共に、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### (2) 設立

昭和33年11月3日 設立  
平成22年 7月7日 一般社団法人成立

### (3) 所在地

日野市日野本町七丁目12番地の1 市民陸上競技場内

### (4) 事業内容

- (1) 市民参加のスポーツ大会やイベント等の開催事業
- (2) 各種スポーツ大会への選手派遣事業
- (3) ジュニア育成に関する事業
- (4) スポーツ指導者の養成、登録及び紹介事業
- (5) 市民スポーツ功労者等の顕彰事業
- (6) ホームページの運営及び広報誌の発行、情報提供事業
- (7) 体育関連施設の管理、運営事業
- (8) 物品販売に関する事業
- (9) 広告宣伝に関する事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (5) 組織 (令和5年3月31日現在)

#### 役員

会長(代表理事) 1名、副会長(理事) 2名  
専務理事(理事) 1名、常務理事(理事) 2名  
理事 2名、監事 2名

## 2 市との関係

市は、「日野市体育協会補助金交付要綱（平成23年4月1日制定）」第2条の規定に基づき、日野市体育協会が主催又は主管する同条各号に該当する事務事業の経費を予算の範囲内で補助金として交付している。

令和4年度交付金額 6,268,000円

補助事業名	金額（円）
日野市体育協会事務局費補助金	5,000,000
日野市体育協会運営費補助金	1,268,000

## 指摘事項（意見・要望）

### 日野市体育協会

#### 1 補助金等に係る事務について

補助金等に係る会計その他の事務は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法律」という。）及び同施行規則、一般社団法人日野市体育協会定款及び会計規定等（以下「諸規程」という。）に基づき行われるものである。

一般社団法人日野市体育協会（以下「協会」という。）の財務状況は、日野市からの補助金及び市からの受託事業により、協会の事務局運営費及び事業運営費（以下「協会運営費等」という。）の約 82%を占めており、東京都体育協会からの負担金収入を含めた場合は、約 95%で、毎年度同様な収益内訳となっている。

今回の監査においては、市からの補助金及び受託事業収入を含め、主に協会の財務に係る出納その他の事務の執行について監査した。

#### 2 監査の実施

##### (1) 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。

項番	指摘事項
1	定款及び諸規程が一般社団法人設立当初のままで、改定等を行わずして運用がされている
2	出張手当について、2つの規定（会計規定・就業規程）が存在し、支給要件の緩いものを適用している
3	基金管理規定について、誤った規定を作成し運用をしている
4	市補助金等から協会へ支払われる加盟団体への補助金、また、スポーツ講習会等の講師、指導者等の謝礼等について、金額を定めた規定がない
5	会計規定に備品の規定がされていない

##### 【意見・要望】

諸規程の整備状況及び諸規程の規定どおりに事務の執行が行われているかについて監査した結果、諸規程に定められた内容と異なった運用・実施しているもの等が散見された。また、協会が支出する補助金、報酬、謝礼

等について、諸規程を改正せず支給、運用しているものが散見された。

項番 1 について、理事会規則第 5 条（出席者）に「必要により監事も出席する。」とされているが、法律第 101 条に監事の理事会出席事務等が規定されているため、当該規則を改め、理事会への監事の出席及びその職責を果たされたい。

事務局職員就業規程の事務局長の規定が、市職員の退職者を受入れている当時のままであり、このことをもって定めた規定は見直しをされたい。

文書管理規定第 3 条（代表印の管理）は、代表印のみの保管について規定しているが、協会が使用している印鑑は、代表印、協会印、銀行印の 3 つである。また、同規定第 4 条第 1 号は、「体育協会の公文書は代表印を押印したものとする。」規定であるが、協会印を押印し、市及び他の者へ発出しているものが多数あり、協会への聞き取りで、これらについても公文書にあたるとの回答を得た。公印を定める規定及び公文書の規定の見直しをされたい。

項番 2 について、会計規定第 3 条第 2 項第 2 号に職員の市外出張手当の支給の規定がある。また、事務局職員就業規程第 20 条第 3 項には、事務局長等（事務局長及び臨時職員）が鉄道 50 キロメートル、陸路 12 キロメートル以上の場合に限り支給（一般社団法人設立時の市の手当基準と同内容）する規定となっている。協会職員の出張手当は、より条件の緩い規定を適用し支給していた。重複している規定の見直しと共に、出張手当の支給要件の見直しをされたい。

項番 3 について、基金の設置は、法律第 131 条から第 145 条に規定され、拠出者による拠出金をもって創設するものであるにもかかわらず、経費からの支出によるもので、実態として積立金に相当するものであった。現基金の誤った規程は廃止し、新たに積立金の規定を制定されたい。

項番 4 について、支払い基準や金額を規定した規程が存在せず、資料の提出を求めたところ、一覧表の提出があったのみで、どのように決定されたかの明確な説明はなかった。協会から支払う、補助金、報酬、謝礼等は、支払い基準、支払額等を明確にし、所定の手続きを執り、既存の規程に追加、又は新たに規程を設けられたい。

項番 5 について、会計処理において、固定資産の範囲を規定するための備品の取得金額を定める規定を設けていない。このため、固定資産として計上すべきものがされていない状況であった。ついては、規定を設けるとともに、会計処理もされたい。



- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。  
 (3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

項番	指摘事項
1	加盟団体の収支が協会の決算に反映されていない
2	市の受託事業（市民体育大会、スポーツスクール）の参加者から徴収する参加費及び保険料の会計処理がされていない
3	基金を取り崩して支払うべき功労金について、経費より支払われている
4	積立金とすべきものを、基金として計上している
5	貯蔵品（切手等）及び固定資産（備品）が、資産計上がされていない
6	備品として勘定科目にすべきものを、修繕費、又は消耗品費で処理をし、備品を固定資産に計上していない
7	前払費用を資産計上していない
8	法律第 119 条の規定「一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」及び第 120 条の規定「一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と乖離した取り扱いをしている

**【意見・要望】**

決算諸表（貸借対照表及び事業決算書）は、当該年度における団体の事業成績及び財政状況を明らかにするもので、適正な会計処理に基づいた適正な数値によるべきものである。

項番 1 について、市受託事業の市民体育大会について、協会は加盟団体へ個別競技会開催の運営の再委託をし、個別競技会の運営費の支給をしている。加盟団体は、個別競技会の実施にあたり、参加団体等から参加費及び保険料を徴収しているが、協会へは収支報告のみで、協会の会計処理から除かれている。会計の透明性を図るため、加盟団体実施の収支についても協会の会計に含められたい。

項番 2 について、市からの受託事業への参加者参加費と保険料及びこれらの収入額相当分の経費がいずれも簿外処理されている。市からの受託料及び参加者からの収入をもって、受託事業を行っているものである

から、協会会計処理に含めるとともに、財務状況の透明性を図られたい。

項番3及び項番4について、功労金の支出は、日野市体育協会基金管理・運用規定（以下「基金管理・運用規定」という。）に規定されている基金を取り崩して支出するものだが、経費として支出し、規定に反した会計処理をしていた（そもそも基金自体が法律に反したものとなっている。（1）項番3意見・要望に記載）。規定の見直しと、適切な会計処理をされたい。

項番5及び項番6について、協会からの回答は、「公益法人会計基準 一般原則の（4）「重要性の原則」に準拠し、切手等の在庫高については資産計上せず、購入時の費用としております。」とのことであったが、そもそも切手等の現金等価物は、会計年度末に、未使用分を貯蔵品として資産計上すべきもので、これをしていなかった。資産に計上するよう図られたい。また、使えなくなった備品の代替品を修繕費で新規に購入している。適切な勘定科目の適用と、備品の資産計上の範囲を規定するとともに、資産計上をされたい。

項番7について、次年度の会場使用料を支払っているもの（（5）（6）項番5意見・要望を参照）は、前払費用として計上すべきであるが、当年度の費用として処理がされている。

項番8について、決算諸表の基となる勘定科目及び仕訳がされていない部分がある。また、項番2から8までを総合すると、協会の事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているとは言えるものではなく、これらについては、会計原則に沿って適正に作成され、財務諸表の信頼性の確保に努められたい。

（4） 資産台帳等の整備はきちんとされているか。

項番	指摘事項
1	会計規定第2条第1号に規定している「現金出納簿」が整備されていない
2	委託料収入から購入した備品について、市の備品として適正な処理がされていない
3	郵券（切手等）の入在庫台帳が適正に管理されていない

【意見・要望】

項番1について、協会の支出は、現金によるものが大半を占めている。

会計規定に規定する現金出納簿は作成されておらず、月初と月末に現金残高を確認した現金管理表が作成されているのみであった。このことによって、不適切な会計処理が行われることとなった（(5)(6)項番4）。現金出納簿を作成し、毎日の現金及び資金管理を徹底されたい。

項番2について、備品台帳と現物を確認したところ、協会の経費で購入された物品が、市の備品として管理、使用されていた。陸上競技場開設当時の市備品が使用不能となり、協会経費（市からの受託料）で購入したもので、購入所有権は協会にあり、市の備品とするには、日野市公有財産規則に規定する手続きにより取得しなければならない。

項番3について、はがきの管理がされておらず、切手及びゆうパックは、管理台帳での管理はしているが、額面ごとの入出庫の管理が分かりづらいものであった。また、台帳と現物の突合せは不定期に行い年度末に合わせているとのことであった。換金性の高いものであるため、使用ごとに残数の確認、台帳への記入を行うとともに、月末の在庫確認と台帳の突合せをされたい。また、担当者だけでなく、管理者による使用状況及び在庫の管理を行われたい。

(5) 補助金等は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。

(6) 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。

項番	指摘事項
1	補助金交付申請時に提出する資料が事業計画書のみで、補助金に係る負担明細が不明となっている
2	決算書の財務諸表において、不適切な会計処理及び項目の掲載漏れがあった
3	支出手続きをしないで支出をしたもの
4	立て替え払いをしている
5	未契約の事業（次年度事業）に係る会場使用料を、現年度受託事業費用から支出をしてる
6	協会事務局長の個人携帯電話料金を協会業務用として、協会が事務局長個人に支払っている

**【意見・要望】**

補助金の交付申請に係る関係書類を徴取したところ、補助金の対象と

する事業及び経費、その積算根拠を確認することができず、当該補助金の支出が適正であるかの判断ができなかった。また、運営費補助金に係る経費の明細が不明のため、補助金該当事業が効率的に執行されているかを確認できなかった。

項番1について、前年度の予算要求時期から折衝をし、要望書に積算根拠を記載し、主管課へ提出しているため、交付申請時期に明細の記載はしていないとの回答を得た。補助金交付申請時にも、該当事業及び該当経費明細を示されたい。

項番2について、従来あった、コピー機、製氷機、自転車、洗濯機が使用不能となったため、修繕費で購入していた。本来備品費で購入すべきもので、誤った勘定科目としているとともに、固定資産にも計上がされていない。また、郵券（切手、はがき、印紙等）は、貯蔵品となり、会計上、流動資産に計上すべきものである。今一度、勘定科目の確認と仕訳をしっかりと行われたい。

項番3及び項番4について、令和4年（2022年）5月1日支払いの宿泊料258,500円について、領収証の日付が4月5日となっていることについて、質問をしたところ、支出伝票の作成を失念していたとの回答を得た。また、現金管理表4月度からの繰越残金（5月1日）が159,386円にもかかわらず、5月1日にその金額を超える258,500円の支出伝票が作成及び支払いがされ、不足分は事務局長が立て替えていた。また、立替金の協会から事務局長への支出は、1か月後であった。そもそも、手持ち資金がないにもかかわらず、支払いが発生すること自体、債務管理、資金管理、会計処理の基本が備わっていないことがうかがえる。公会計で言うところの支出負担行為の意思決定、資金管理、会計処理、債権債務管理をしっかりと行われたい。

項番5について、令和5年度のスポーツスクールの会場費を令和4年度の業務委託料から支出していた。この時点では、令和5年度の当該事業業務委託契約を日野市との間で締結しておらず、当該事業を令和5年度も体育協会が受託して実施するか未定であるものに、日野市が経費を負担したことになる。例年、施設使用料の支払い猶予の申請をするべきところを失念していた。年度内における委託業務範囲及び経費区分について、委託者及び受託者は注意を払われたい。

項番6について、この状態は、法人化の前から行われてきたようであるが、個人への利益享受にあたるため、法人名で通信会社と契約されたい。

(7) 補助金等に係る会計経理、管理運用及び財産の管理、事務の執行は、適正に行われているか。

項番	指摘事項
1	会計規定第3条第2項第4号（理事会、運営委員会及び部会の出席への手当）の支給金額が規定どおりされていない
2	出張手当について2つの規定が存在（会計規定・就業規程）し、支給要件が緩いものを適用している
3	慶弔見舞規定第2条第3号の規定（理事会で協議の上決定する。）どおりにされていない
4	定款第28条（報酬等）第3項について、「理事会の承認を得て、会長が別に定める。」とした基準が順守されず、支払われている
5	打合せ、反省会、昼食代と称した飲食代に関する規定がない
6	法律の規定どおりにされていないもの ① 法律第84条（競業及び利益相反取引の制限）第1項に規定する取引を行う際の理事会承認の未実施 ② 法律第89条（理事の報酬等）に規定する手続き及び額の決定を行わないまま謝礼金等の支払いをしている ③ 法律第101条（理事会への出席義務等）による監事の理事会未出席 ④ 法律第119条の規定「一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」及び第120条の規定「一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と乖離した取り扱いをしている ⑤ 法律第128条（貸借対照表の広告）による決算書の未公表 ⑥ 法律第131条（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）の規定によらない基金の設置、運用をしている

**【意見・要望】**

諸規程の整備状況及び諸規程の規定どおりに事務の執行が行われているかについて監査した結果、法律及び諸規程に定められた内容と異なった運用・実施しているもの等が散見された。

項番1について、各種会議出席手当は、会計規定に1回500円に規定さ

れているが、700円を支出していた。協会からは、「陸上競技場側の駐車料金が有料になった時、理事会で協議し、駐車場利用料分200円を加算した。」との回答があったが、規定の改定を行わないまま、つまり、規定に反した支出をしていたことになる。所定の手続きを執り、規定の変更をされたい。

項番2について、「(1) 項番2意見・要望」を参照。また、市外出張(物品の購入や会議等)に対しての手当の必要性、今の時代に相応しいのか、これらを含めて規定の整理を図られたい。

項番3について、慶弔費で支出している飲食代、協会会員である連盟周年記念等について、「理事会の協議」の規定に反して、協会事務局は会長の判断のみで額の決定及び支出を行い、理事会への事後報告で済ましていた。

項番4について、監事2人、専務理事1人に対して、会計監査謝礼金を各々3,000円支払っているが、定款及び会計規定に規定されていないものを支出した根拠について、「従来からの慣例で支払った。」との回答であった。基準を定め、所定の手続きを執り、謝金等に関する規程を整備されたい。

項番5について、事務局運営費(職員人件費・福利厚生)及び事業運営費(報償費の講師謝礼金、交際費の会費・慶弔見舞金、需用費の中央大会費、会議費)における打合せ、反省会、昼食代と称した飲食代について、これらの項目の執行額合計に対して、60%以上を占めていた。飲食を伴う会議等は、必要性の有無、額の適性、時勢等を考慮するとともに、経費の原資が税金から支出されることを踏まえ、基準を定めた規定を設けるよう図られたい。

項番6の各指摘事項について、①選手派遣交流事業その他の取引において、見積合わせや競争入札を行わず、また、理事会の承認を経ずして、理事の経営する会社(決裁権者の会社)が含まれていた。法律第84条(競業及び利益相反取引の制限)及び第92条(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)の規定に抵触するため、法律に従った事務手続きを行われたい。②法律第89条(理事の報酬等)の規定は、理事に支払う謝礼金、会議出席手当等について、「定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。」とあるが、その規定が守られていない。③「(1) 項番1意見・要望」のとおり。④「(3) 項番1意見・要望」のとおり。⑤「(8) 項番4意見・要望」のとおり。⑥「(8) 項番5意見・要望」のとおり。これらについては、法律の規定を再度確認し、適正な手

続きを執り、併せて諸規程等を改められたい。

(8) その他

項番	指摘事項
1	市の受託事業（市民体育大会、スポーツスクール）の参加者から徴収する参加費及び保険料が簿外処理されている
2	市の受託事業（スポーツスクール）の参加者から徴収する参加費が使用施設に重複収入となっている
3	体育協会事務所を市民の森陸上競技場管理棟に置くことの契約及び陸上競技場内に協会が設置した自動販売機設置に係る契約の更新がされていない
4	決算書の公表がされていない
5	基金への積立手続きが規定に反している

【意見・要望】

項番1について、参加費、保険料の収入及び支出伝票の確認ができなかったため、調査をしたところ、協会会計処理がされていない、つまり、簿外処理されていることが判明した。また、市民体育大会については、加盟団体が個別に競技会を実施し、競技会の参加費は加盟団体が徴収している。協会は加盟団体からの収支報告書のみで、出納状況の把握はしていない。会計処理の透明性を図るため、連結会計とされたい。

項番2について、極めて不適切な事務をしていた。①参加者負担金を徴収できるのが体育協会であるにもかかわらず、ふれあいホール指定管理者が施設使用料として徴収していた。②体育協会が団体使用で会場使用料を支払っているにもかかわらず、陸上競技場管理受託者（協会）及びふれあいホールの指定管理者が個人使用料を徴収（重複徴収）していた。③団体使用で貸しているスペースを個人使用はできないにもかかわらず、規定に反して協会及び指定管理者が収入としていた。④この事実が、受託者である協会、ふれあいホール指定管理者、委託者である文化スポーツ課が、何ら疑問を抱かず長年行われていたことは、大きな問題であり、早急な是正とともになんらかの処置をとられたい。

項番3について、日野市公有財産規則第19条（使用期間の制限）第1項で、「行政財産の使用期間は、1年を超えてはならない。」と規定し、第

2項では、「前項の使用期間は、これを更新することができる。」とされている。提出書類を確認したところ、設置当初以来、一度も更新の手続きがされていない。適切な事務処理をされたい。

項番4について、定款第4条に、「公告は、官報により行う。」と規定されている。法律第128条には、貸借対照表（決算書）の公告が義務付けられているが、決算書の公表が行われておらず、また、他の方法による公告も行われていない状態が長く続けられていたと思われる。法律に規定されているものであり、今後は、協会会計の透明性を示すためにも公表されたい。

項番5について、基金管理・運用規定第3条に、「毎年基金に積み立てる額を当該年度の予算で定める。」とある。令和3年度末に理事長決裁により他事業の予算残総額136万円を流用し160万円を基金へ積み立てた。諸規程の順守をされたい。

## 文化スポーツ課

### 1 補助金等に係る事務について

一般社団法人日野市体育協会に対して、市から支払われるものは、日野市体育協会補助金、市民陸上競技場管理運営業務委託料、中央大会派遣業務委託料、市民体育大会運営業務委託料、スポーツスクール事業業務委託料である。協会運営費等の約82%は市からの支出で、毎年度同様な収益内訳となっている。

今回の監査においては、市の補助金及び委託料を含め監査した。

### 2 監査の実施

- (1) 日野市体育協会に対する補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- (2) 補助金等交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。

項番	指摘事項
1	補助金交付申請時に提出された資料が事業計画書のみで、補助金の対象とする事業及びその経費等、積算根拠が不明確

#### 【意見・要望】

体育協会事務局費補助金の支出根拠の質問に対し、日野市体育協会補



助金交付要綱第2条第3号の「協会の運営事務に要する経費で市長が必要と認めたもの」である回答を得た。また、「市長が必要と認めたもの」とは何かの質問に対して、「スポーツ基本法第7条及び第22条の規定に基づき補助している。」との回答を得た。当該条文は理念的なものであり、補助金交付の正当性を説明するものではあるが、協会のどのような事業に対して、何の経費を負担するものかの具体的な説明はなかった。補助対象となる事業及び経費を明確にするとともに、補助金交付要綱への記載をされたい。

交付手続及び交付時期については、適正に交付されていた。

(3) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

項番	指摘事項
1	補助金実績報告書が協会の決算書のみで、使途明細が不明となっている
2	協会への委託事業（スポーツスクール）の参加者から徴収する参加費が使用施設に重複収入となっている
3	委託先に購入させた備品を適正な所有権移転のないまま、市の所有としていた
4	体育協会事務所を市民の森陸上競技場管理棟に置くことの契約及び陸上競技場内に協会が設置した自動販売機設置に係る契約の更新がされていない

【意見・要望】

項番1について、上記「(1)(2)の意見・要望」に記載したとおりであり、実績報告書についても、補助金に充てた事業及び経費の詳細を報告し、補助金支出の透明性を確保されたい。

項番2について、「体育協会(8)項番2意見・要望」に記載したとおり、極めて大きな問題であり、協会への指導監督もだが、施設指定管理者への指導監督、そして、主管課のチェック体制の甘さ、三者が何の疑念も持たずに長年続けられてきた点において、適切な指導監督ができていたとは言えない。

項番3について、「体育協会(2)(3)項番6意見・要望」のとおり、市の備品が使用できなくなったのであれば、市が代替備品を用意するのがあたりまえであるにもかかわらず、協会への委託料で賄わせ

たことに問題がある。しかも、委託契約積算資料や明細書への記載は一切ない。費用負担と所有権の整理をするとともに、同じようなことを起こさないよう予算積算及び予算措置を明確にされたい。

項番4について、「体育協会（8）項番3意見・要望」のとおり、実害はないものの、規則の規定に基づき適切な対応を執られたい。

協会及び主管課への指摘事項を踏まえると、主管課における協会への指導監督は適切に行われているとは言い難いものであり、主管課の補助金等に関する事務の執行、補助金等に係る積算、事業報告書及び会計報告書の検証が長年行われてこなかった、又は、検証をしたが深い部分までできなかったことに、これらの指摘事項が生じたものと考ええる。

指導監督する主管課の体制強化を図るとともに、協会の業務及び財務の適正化を進めるよう指導監督されたい。

## 総括意見・要望

一般社団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等により、設立、組織、運営及び管理が規定されており、これを遵守しなければならない。一方、当該法人を監督・指導する官庁がない点においては、法人は、法律及び諸規程を遵守することはもとより、法律の一部改正に注意を払わなければならない。また、法人が整備する諸規程については、法律等に従っているか、時代に即した内容になっているのか等、自律的に適時適切な見直しを行う必要がある。

協会の運営は、市補助金及び受託料、東京都体育協会からの分担金（東京都からの公費及び会費等）、つまり、公費からの支出により成り立っている。最小の経費で最大の効果。適正な使途。使途の透明性の確保が協会側に求められることのみならず、市民からの税金により運営されていることを常に念頭に置き、運営をされたい。一方、補助金、委託料を支出する市は、費用対効果を含めて適正な額であるか検討・検証する必要がある。

決算書（財務諸表）は、協会の事業実績及び会計の透明性を示すものであり、会計処理にあたっては、平成20年に改訂された公益法人会計基準（内閣府公益認定等委員会）を確認されたい。また、協会の収入の50%以上が受託事業によるものであり、法人税の課税対象となる可能性があるため、今一度確認をされたい。

今回の監査にあたって、協会の会計帳簿、財務諸表を確認したところ、協会から加盟団体へ事業実施（再委託）をしているものの収支が反映されておらず、市からの補助金及び委託料が適正に使われていたかを協会全体の収支として判断することはできなかった。これまでの指摘事項を総合すると、市からの補助金等に係る会計処理や支出の使途が不適切であると断定はできないものの、適切に行われていたと言うことはできない。

特に、委託事業における参加者の負担する参加費の収入先が、委託者及び受託者ではなく、第三者である施設指定管理者の収入となっていたことは、極めて重大な問題であり、このことが長年（平成26年度まで確認できたが、それ以前は不明）続けられ、当事者が気付かないでいたことも、大きな問題である。それとともに、委託事業の検証を行わなかった市の責任は大きいと言わざるを得ない。市は、調査し適切な処置を行うとともにその処置の結果を明らかにされたい。

また、打合せや会議に生じる飲食に係る経費についても、補助金及び委託料から支出されている。市は実態の把握及び検証を行い、補助金等の支出の適正を図られたい。

市は現在、財政非常事態宣言中であり、最小の経費で最大の効果が得られるよう補助金及び委託業務の見直しを行われたい。また、協会に対しては、運営費等の大半が市からの収入、すなわち税金であることを踏まえ、効率的な事務を行うよう強く要望する。